

2018年10月30日 全12頁

消費税増税等の家計への影響試算 (2018年10月版)

2011年から2020年までの家計の実質可処分所得の推移を試算

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2011年から2020年までの制度改正による家計の実質可処分所得への影響について、最新の法令等をもとに試算を行い、「消費税増税等の家計への影響試算」を改訂した。
- 「片働き4人世帯」の実質可処分所得に影響を与える2011年から2020年までの制度改正は、概ね4期に分けられる。①2011年から2012年にかけては子ども手当の支給額の減少や住民税の年少扶養控除の廃止など「定額の負担増」の影響が大きく、②2013年から2015年にかけては、消費税率の引上げや厚生年金保険料率の引上げなど「定率の負担増」の影響が大きかった。③2016年から2018年にかけては、給与所得控除の上限引下げや配偶者控除の所得制限など「高所得者の負担増」が発生し、④2019年から2020年にかけては再び消費税率の引上げにより「定率の負担増」が大きくなる。
- これらを総合計した2011年から2020年までの変化を見ると、高所得の世帯（世帯年収1,500万円の世帯）と低所得の世帯（世帯年収300万円の世帯）における実質可処分所得の減少率が高く、その中間にあたる世帯（世帯年収500万円および1,000万円の世帯）においては相対的に実質可処分所得の減少率は抑えられていることが分かる。

[目次]

はじめに	2ページ
ケース1. 年収500万円・片働き4人世帯	4ページ
ケース2. 年収300万円・片働き4人世帯	5ページ
ケース3. 年収1,000万円・片働き4人世帯	7ページ
ケース4. 年収1,500万円・片働き4人世帯	8ページ
ケース5. 年収1,000万円・共働き4人世帯	9ページ
ケース6. 年収500万円・単身世帯	10ページ
まとめ	11ページ

はじめに

2011年から2020年までを分析

大和総研では、これまで、社会保障・税一体改革の議論が始まった2011年から、消費税増税等の負担増が家計に与える影響を試算し発表してきた。本レポートは、2018年9月末までに制定された法令や保険料率の改定等をもとに試算し直したものであり、2017年10月に発表したレポート（以下、2017年10月版）¹の改訂版である。

社会保障・税一体改革の議論が本格化し、子ども手当の縮小等の家計への負担増が開始された2011年を起点として、消費税率10%への引上げによる増税の影響が通年化する2020年までを試算の対象期間とした。

家計にとっての最大の負担増項目は、消費税率の引上げである。しかし、それ以外にも税・社会保障の制度改正は行われてきた。子ども手当・児童手当についての制度改正のほか、給与所得控除の上限引下げ、配偶者控除の所得制限などの税制改正も行われた。

本レポートでは、2011年から2020年まで、1年ごとに税や社会保険料などの負担がどのように変わってきたか、またこれから変わっていくのかを見ていく。

実質可処分所得というモノサシ

家計の姿を見る際に、本レポートでは「実質可処分所得」というモノサシを用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差引き、児童手当（子ども手当）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当}$$

しかし、単純に「可処分所得」の増減で暮らしのゆとりを測るのは適切ではない。まず、2014年4月に消費税率の5%から8%への引上げが実施された。また、2019年10月には消費税率が8%から10%に再度引上げられる予定である。

消費税率が引上げられると、ほとんどのモノやサービスの価格が上昇するものと予測される。本レポートでは、消費税率の5%から8%への引上げ時の物価上昇率を2.16%²、消費税率8%から10%への引上げ時（食料品等への軽減税率を考慮する）の物価上昇率を1.0%³として、消費税率引上げによる実質可処分所得への影響を分析した⁴。

¹ 是枝俊悟「消費税増税等の家計への影響試算（2017年10月版）〈訂正版〉」（2017年10月12日発表、大和総研レポート）。https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20171012_012364.html

² 近藤智也・他「日本経済中期予測（2013年2月）」（2013年2月4日発表、大和総研レポート）による。

³ 長内智「消費税増税と原油高でデフレ脱却とインフレ目標はどうなる？」（2018年10月18日発表、大和総研レポート）による。なお、幼児教育の無償化を考慮すると（幼稚園や保育園の保育料を含んだ）物価上昇率は0.3%となるが、本レポートで試算する世帯はいずれも幼稚園や保育園に通う子どものいない世帯であるため、これらの世帯が直面する物価上昇率として、幼児教育の無償化を考慮しない物価上昇率の1.0%を用いた。

https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20181018_020375.html

⁴ 名目の可処分所得を（1+消費税率引上げによる物価上昇率）で除した値を実質可処分所得とした。

実質可処分所得は、可処分所得から物価上昇分を除いたもので、本レポートでは、家計が消費税の8%への増税前（2013年）の物価に換算していくら分のモノやサービスを購入できるかという水準を示す。

本レポートでは、6つのモデル世帯を設定し、税引き前の給与収入が2011年から2020年まで変わらず、消費税増税以外の要因の物価変動は考慮しないものとして、実質可処分所得の試算を行った。

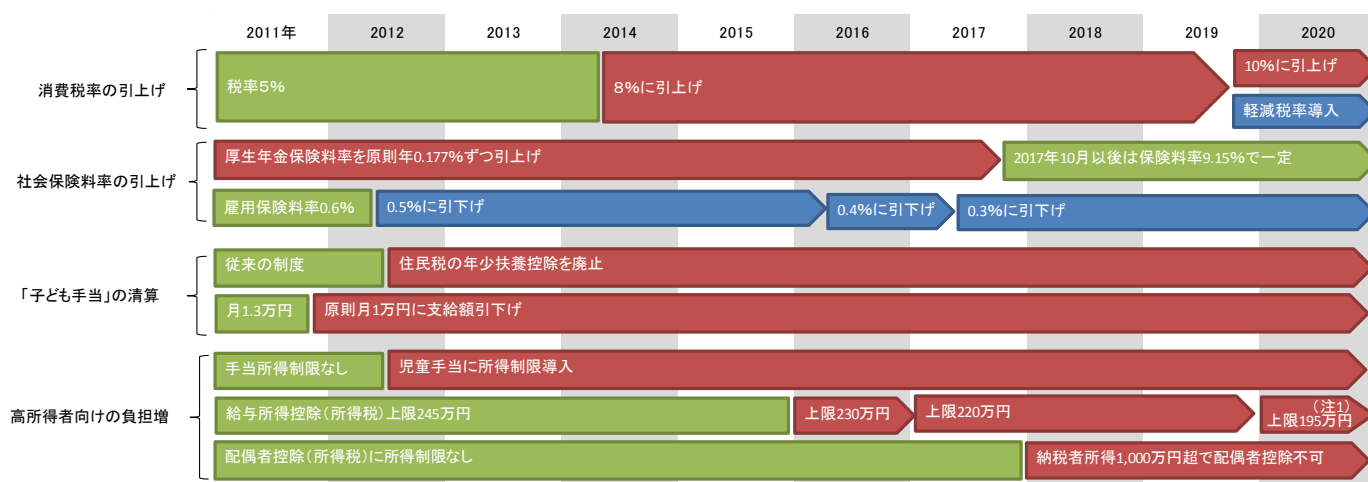
試算の改訂事項

2018年度税制改正により、2020年に給与所得控除と基礎控除が改正され、年収850万円超の給与所得者（ただし、22歳以下の子等を扶養している者を除く）、および合計所得金額2,400万円超の納税者の税負担が増加するが、本レポートで扱う6つのモデル世帯にはこれらの税制改正による税負担の変化は生じない。

また、2018年6月に閣議決定された新しい経済政策パッケージにより消費税率10%への引上げ前後に幼児教育無償化・高等教育無償化が実施され、対象となる世帯の負担が減少する。2017年10月版レポートでは、片働き4人世帯・共働き4人世帯の子どもの年齢につき、3歳以上中学生以下としてきたが、本レポートでは小学生または中学生に変更する。幼児教育無償化は3歳～5歳の子のいる世帯の実質可処分所得を増加させる要因となるが、自治体や施設により保育園や幼稚園の保育料が大きく異なる。幼児教育無償化による家計への影響は別のレポートで論じることとし、本レポートのモデル世帯は幼児教育無償化の影響を受けない範囲とした。

2017年10月版試算から本レポートで改訂を行ったものは、消費税率8%から10%への引上げ時の物価上昇率を最新の試算に基づいて1.18%→1.0%に改訂した点と、2018年度の介護保険料率の引下げ（0.825%→0.785%）を反映した点の2点である。

●2011年から2020年までの主な制度改正の経緯と予定（2018年10月時点）



(注1) 給与所得控除の上限は25万円引下げられるが、同時に基礎控除が10万円引上げられる。また、22歳以下の子等を扶養している場合は、最大15万円の「所得金額調整控除」が新設されるため、本レポートのモデルケースにおいては、負担増とならない。

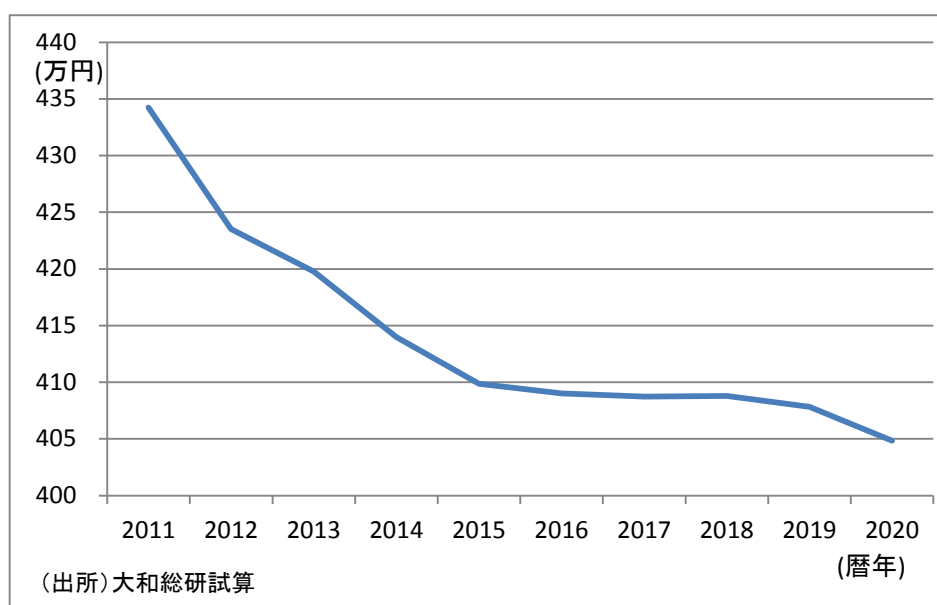
(注2) 保険料率はいずれも従業員負担分。

(出所) 大和総研作成

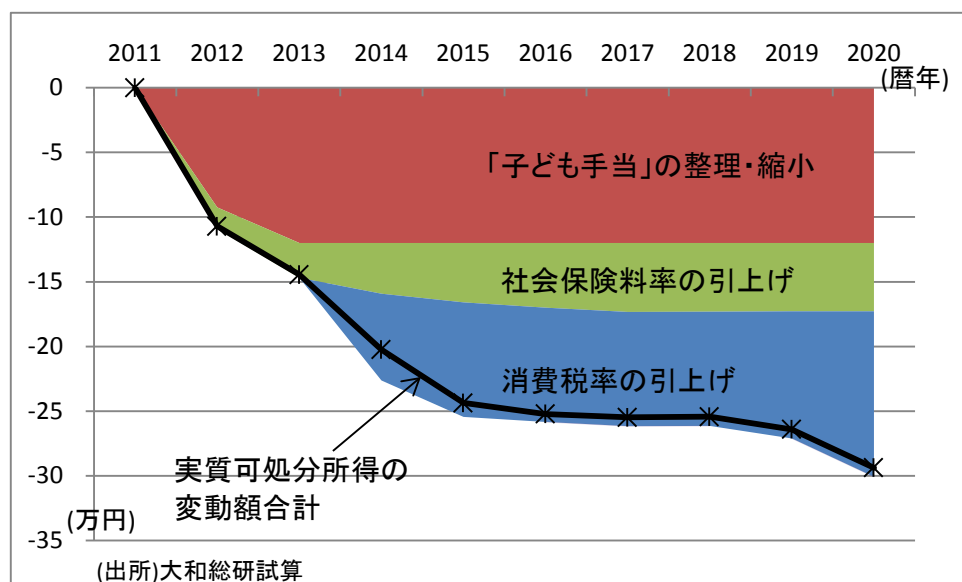
ケース 1. 年収 500 万円・片働き 4 人世帯

夫婦のうち一方が働き(社会保険に加入する会社員を想定)、小学生または中学生の子が2人、世帯年収が税込み 500 万円の世帯について実質可処分所得を試算したものが次の図表である。

図表 1-A 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 1-B 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因



ケース 1 では、2011 年から 2013 年にかけて大きな負担増があった。2011 年 10 月に児童手当が縮小され、2012 年 6 月に住民税の年少扶養控除が廃止された。この 2 つだけでも、2013 年時点で 2011 年と比べて、年間 12 万円の負担増(実質可処分所得減)となっていた。住民税の年少扶養控除の廃止と児童手当(子ども手当)の給付額の縮小につき、図表 1-B では、「『子ど

も手当』の整理・縮小」として示している（子育て世帯臨時特例給付金の支給額は合計の実質可処分所得の計算対象に含めているが、「『子ども手当』の整理・縮小」には含めていない）。

2014年4月の消費税率の5%から8%への引上げは、ケース1において年間8.83万円程度の実質可処分所得の減少要因となった。ケース1においては、2011年から2015年まで、ハイペースでの実質可処分所得の減少が続いた。

他方、2016年から2018年までにかけては、税・社会保障の負担に大きな変化はない。厚生年金保険料率の引上げによる負担増は、雇用保険料率の引下げにより概ね相殺されている。

2019年10月に、消費税率が8%から10%へ引上げられると、ケース1において、さらに年間3.96万円程度の実質可処分所得の減少要因となる。消費税率の引上げ幅が2%であることと、食料品等は軽減税率が適用され税率が変わらないことから、減少幅は前回（8%への引上げ時）の半分程度となる見込みである。

ケース2. 年収300万円・片働き4人世帯

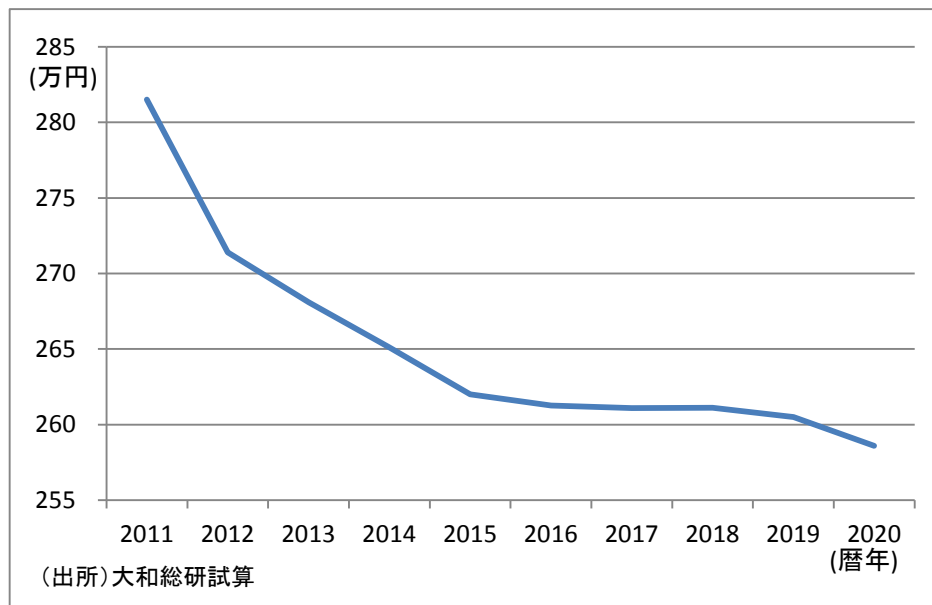
ケース2は、ケース1と同じ世帯構成だが、世帯年収が税込み300万円と、比較的低めの世帯である。

ケース2においては、消費税率の5%から10%への引上げよりも、「子ども手当」の整理・縮小の方が、実質可処分所得に与える影響が大きくなっている。「子ども手当」の整理・縮小による負担増はケース1と同じ年間12万円である。しかし、ケース2ではケース1よりも年収が低いため、同じ12万円でも、（実質）可処分所得に占める割合が大きくなった。

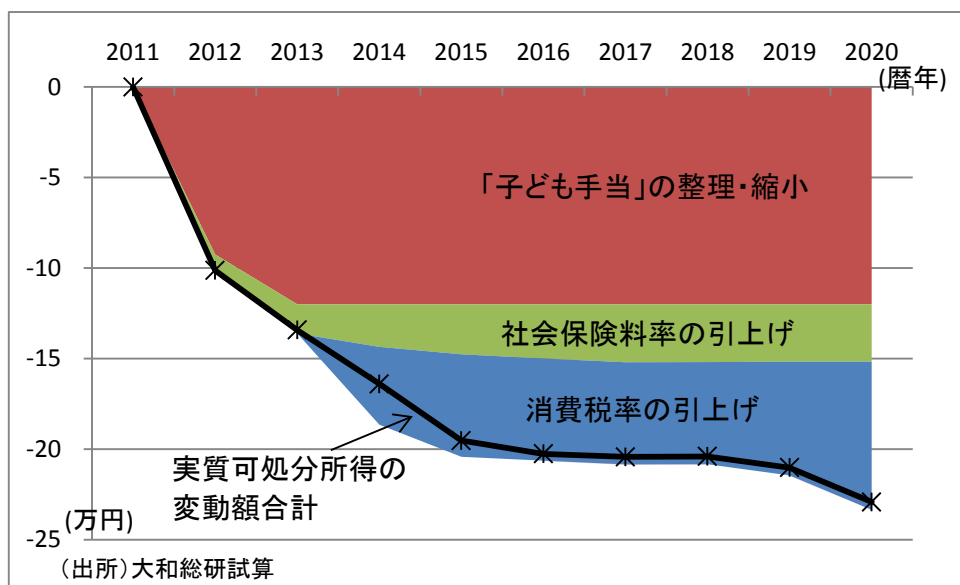
図表2-Bにおいて、実質可処分所得の減少要因のうち主要3項目（「子ども手当」の整理・縮小、社会保険料率の引上げ、消費税率の引上げ）の合計と「実質可処分所得の変動額合計」を比べると、2014年と2015年においてやや乖離が大きくなっている。これは、子育て世帯臨時特例給付金の影響である。

子どもの数に応じた定額給付の子育て世帯臨時特例給付金は、比較的低所得の子育て世帯に対して消費税率引上げ等の負担増を緩和する効果が高かったが、その給付額は2014年に子ども1人あたり1万円、2015年は同3,000円で、2016年以後は支給されていない。

図表 2-A 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



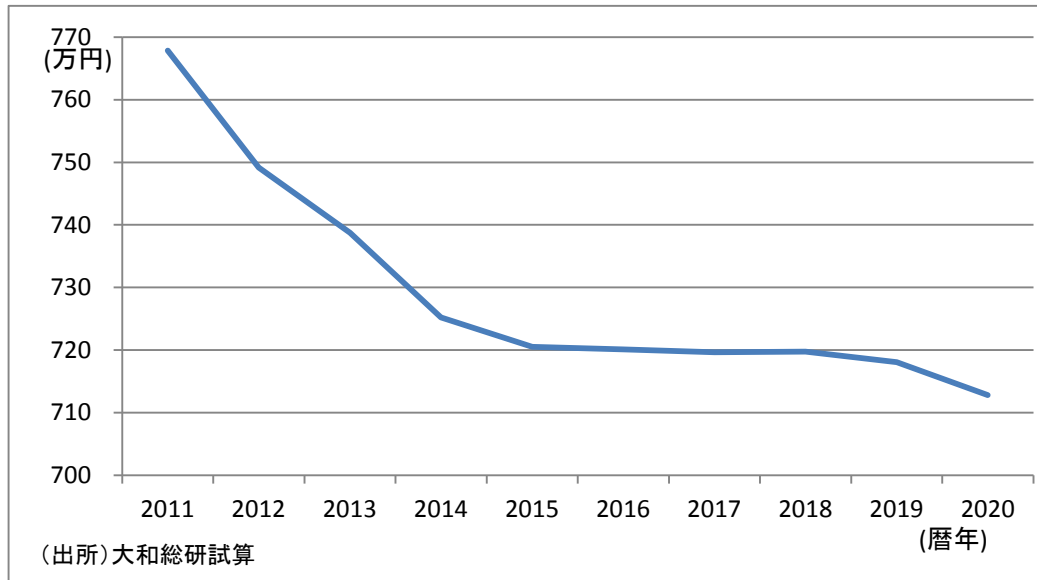
図表 2-B 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因



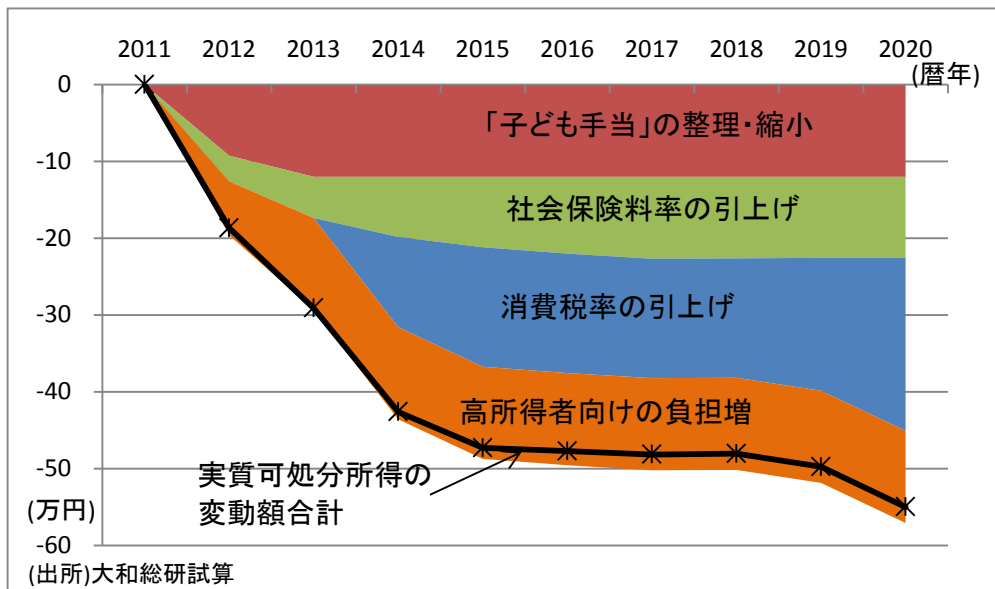
ケース 3. 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯

ケース 3 もケース 1・ケース 2 と同じ世帯構成であるが、こちらは世帯年収が税込み 1,000 万円と比較的所得の高い世帯である。

図表 3-A 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 3-B 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因



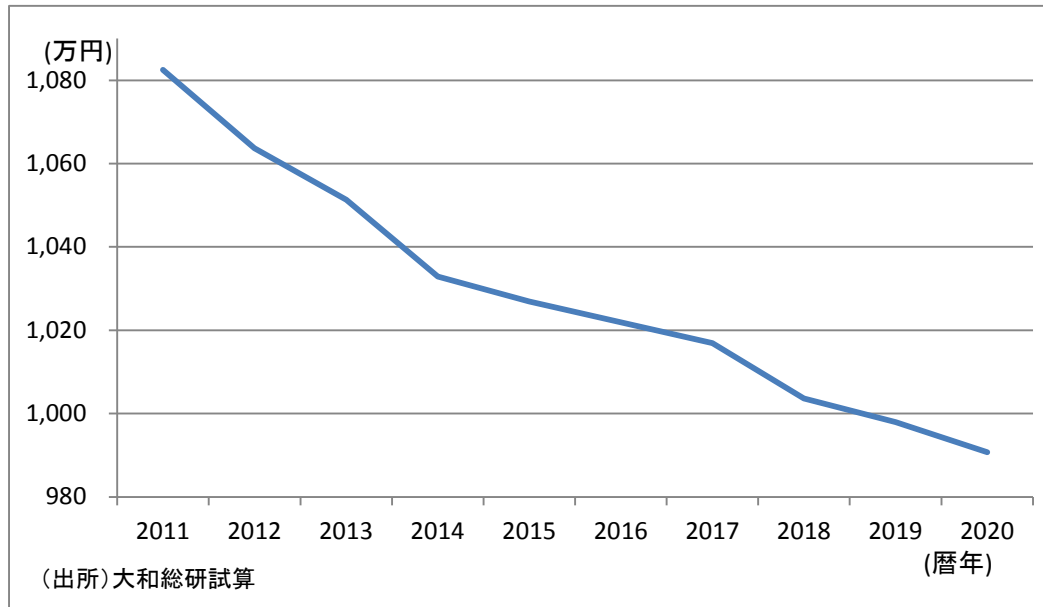
子ども手当から児童手当に移行する際は、年少扶養控除の廃止や給付額の縮減など全員が影響を受けるものと、所得制限の導入という高所得者のみ影響を受けるものの 2 つがあり、本レポートでは前者を「『子ども手当』の整理・縮小」、後者を「高所得者向けの負担増」とした。

2012 年 6 月分から、児童手当について所得制限が設けられ、年収 960 万円程度以上の世帯は、児童手当の支給額が減額（原則月 1 万円が、0.5 万円に減額）となり、ケース 3 では年間 12 万円の負担増（実質可処分所得減）となった。

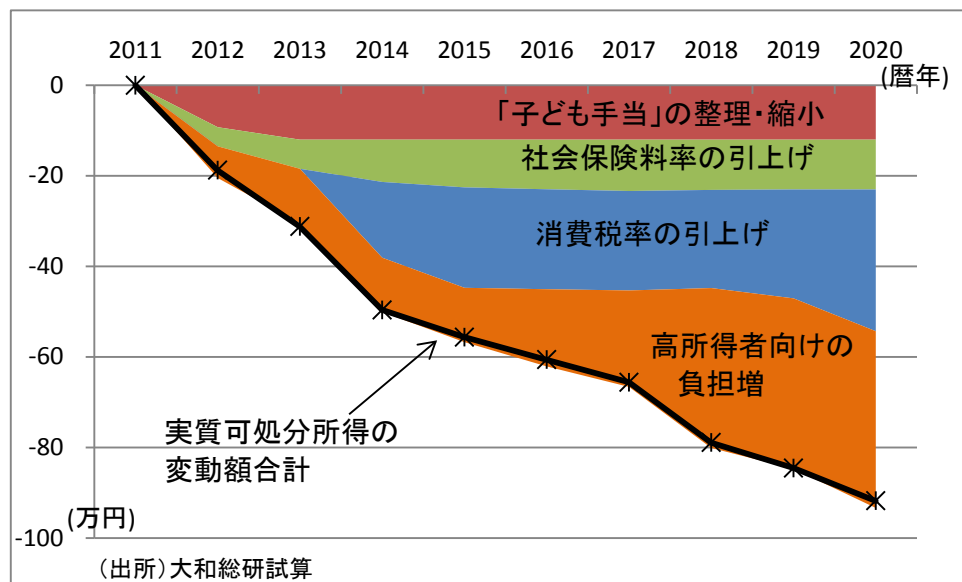
ケース 4. 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯

ケース 4 は、ケース 1～3 と同じ世帯構成であるが、世帯年収が税込み 1,500 万円と、かなり高めの世界帯である。

図表 4-A 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 4-B 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因



ケース 4 においては、2020 年時点で見ると消費税率の引上げによる負担増よりも高所得者向けの負担増の方が、実質可処分所得に与える影響が大きい。「高所得者向けの負担増」には、児童手当の所得制限、給与所得控除の上限引下げ、配偶者控除の所得制限の 3 つが含まれる⁵。

⁵ この 3 つのうち、ケース 3 の年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯も影響を受けるものは、児童手当の所得制限のみである。

児童手当の所得制限については、ケース3と同様に、実質可処分所得を年12万円減少させる。給与所得控除の上限引下げは、所得税・住民税において所得控除が25万円減少し、実質可処分所得を年10.92万円減少させる。配偶者控除については、所得税で38万円、住民税で33万円の所得控除が減少し、実質可処分所得を年16.10万円減少させる。これら3つが全て施行される2020年時点では、これらの合計による2011年比の負担増は年39.03万円に及ぶ。これらの施行スケジュールは図表4-Cの通りである。

図表4-C 高所得者向けの負担増の全体像（年収1,500万円・片働き4人世帯）

		2011年	2012年	2013~2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 (完全移行)
子ども手当・児童手当(月額)		1万円		5千円					
給与所得控除 (所得控除額)	所得税・ 復興特別所得税	245万円			230万円	220万円			実質220万円 (注)
	住民税	245万円				230万円	220万円		
配偶者控除 (所得控除額)	所得税・ 復興特別所得税	38万円				控除なし			
	住民税	33万円						控除なし	
実質可処分所得 の減少 (2011年比・ 年額)	子ども手当・ 児童手当	—	7万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円
	所得税・ 復興特別所得税	—	—	—	5.05万円	8.42万円	21.23万円	21.23万円	21.23万円
	住民税	—	—	—	—	1.5万円×7/12 =0.88万円	1.5万円×5/12 +2.5万円×7/12 =2.08万円	2.5万円×5/12 +5.8万円×7/12 =4.43万円	5.8万円
	合計	—	7万円	12万円	17.05万円	21.30万円	35.31万円	37.66万円	39.03万円

(注)2018年度税制改正により、給与所得控除は195万円に減るが、代わりに基礎控除が10万円増加し、新設される「所得金額調整控除」により15万円の控除を受けられるようになるので、結果として給与所得控除が220万円あるときと税負担は変わらない。

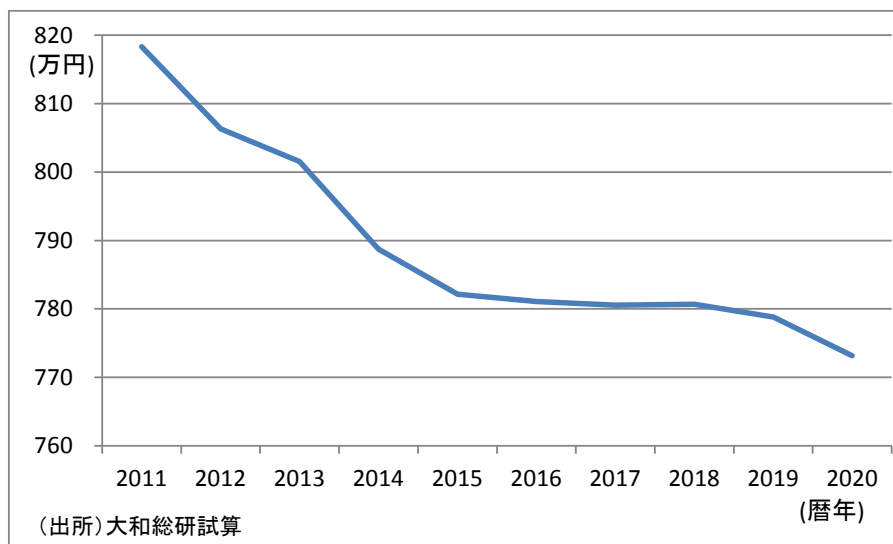
(出所)大和総研試算

ケース5. 年収1,000万円・共働き4人世帯

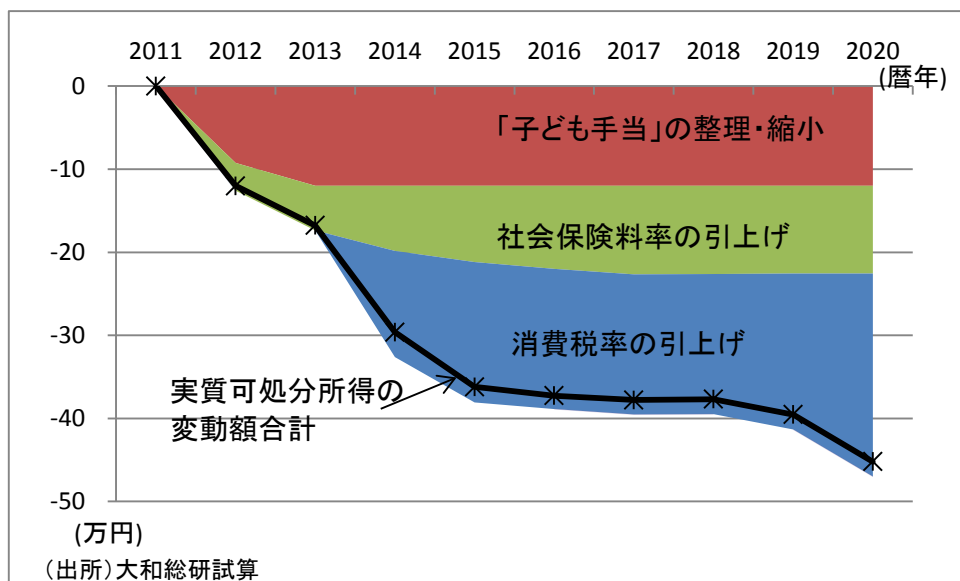
ケース5は、夫婦いずれも税込み年収500万円ずつを稼ぎ、小学生または中学生の子どもが2人いる世帯である。税込みの世帯年収はケース3と同じ、1,000万円である。

共働きのケース4では、同じ世帯年収で片働きのケース3よりも、2011年から2020年までのどの年で見ても、実質可処分所得の水準が多くなっている。これは、所得税が個人単位の累進課税であるため、1人(片働き)で年収1,000万円を稼いでいる場合より、夫婦それぞれ年収500万円を稼ぐ方が税負担が少なくなるためである。

図表5-A 年収1,000万円・共働き4人世帯の実質可処分所得の試算



図表 5-B 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因

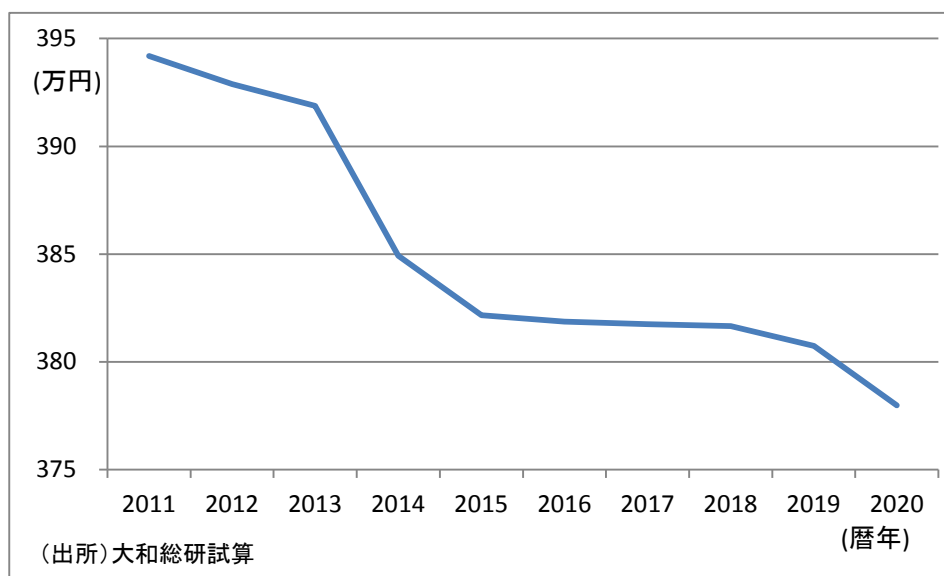


児童手当については、同じ世帯年収で比較すると共働きの方が所得制限が適用されにくい。夫婦のうち多い方の年収が960万円程度以上の場合に、児童手当は所得制限により減額となる。夫婦それぞれ年収500万円ずつの場合は世帯収入が1,000万円あっても、所得制限の対象にはならない。このため、ケース5では児童手当の所得制限による実質可処分所得の減少はない。

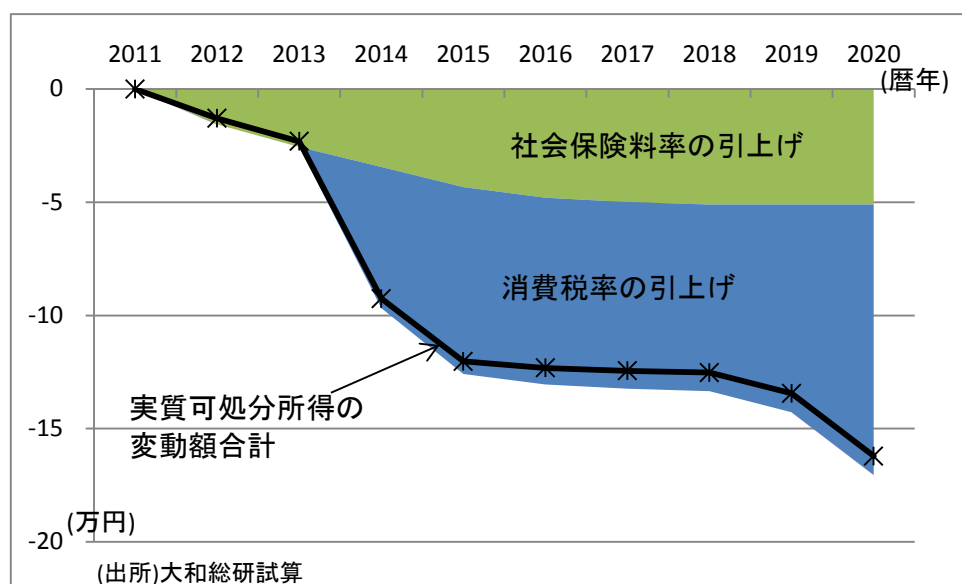
ケース 6. 年収 500 万円・単身世帯

ケース6は税込み年収が500万円の単身世帯である。単身世帯における実質可処分所得の変動要因は、ほぼ消費税率の引上げと社会保険料率の引上げで説明できる。

図表 6-A 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の試算



図表 6-B 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の減少要因



まとめ

試算結果をまとめると、次の図表 7 のようになる。また、片働き 4 人世帯の実質可処分所得の 2011 年からの変化率について世帯年収別のグラフにしたものが図表 8 である。

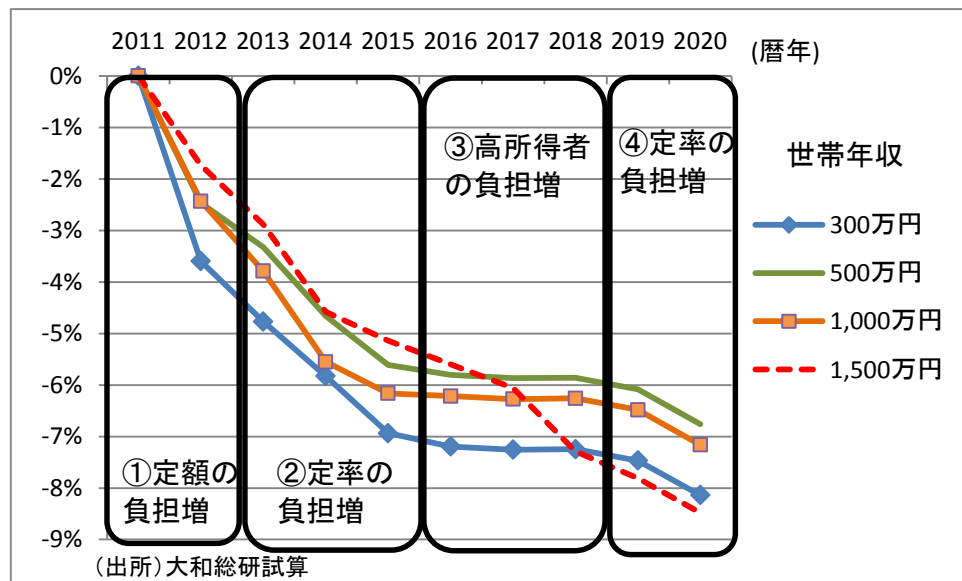
図表 7 試算結果のまとめ

	世帯構成	世帯年収	各年の実質可処分所得									
			2011年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
ケース2	片働き4人世帯	300万円	281.52	271.39	268.10	265.12	261.99	261.26	261.09	261.12	260.50	258.60
ケース1		500万円	434.23	423.51	419.78	413.97	409.86	409.01	408.74	408.79	407.82	404.86
ケース3		1,000万円	767.83	749.15	738.72	725.21	720.52	720.11	719.66	719.77	718.05	712.82
ケース4		1,500万円	1,082.49	1,063.72	1,051.30	1,032.89	1,026.86	1,021.88	1,016.91	1,003.59	997.97	990.70
ケース5	共働き4人世帯	1,000万円	818.34	806.33	801.56	788.73	782.14	781.07	780.57	780.66	778.81	773.14
ケース6	単身世帯	500万円	394.19	392.89	391.87	384.92	382.16	381.87	381.74	381.66	380.74	377.97

	世帯構成	世帯年収	これまでの変化 2011→2018		これからの変化 2018→2020		消費税率8%→ 10%による変化		試算期間全体 2011→2020	
			変化額	変化率	変化額	変化率	変化額	変化率	変化額	変化率
			ケース2	300万円	-20.40	-7.2%	-2.51	-1.0%	-2.53	-1.0%
ケース1	500万円	-25.43	-5.9%	-3.94	-1.0%	-3.96	-1.0%	-29.37	-6.8%	
ケース3	1,000万円	-48.06	-6.3%	-6.94	-1.0%	-6.98	-1.0%	-55.01	-7.2%	
ケース4	1,500万円	-78.89	-7.3%	-12.89	-1.3%	-9.63	-1.0%	-91.79	-8.5%	
ケース5	共働き4人世帯	1,000万円	-37.68	-4.6%	-7.52	-1.0%	-7.57	-1.0%	-45.20	-5.5%
ケース6	単身世帯	500万円	-12.52	-3.2%	-3.69	-1.0%	-3.70	-1.0%	-16.21	-4.1%

(注) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入
(出所) 大和総研試算

図表8 片働き4人世帯における実質可処分所得の変化（2011年比の変化率）



2011年から2020年にかけての家計の「片働き4人世帯」の実質可処分所得に与えた制度改革は、概ね図表8に示した4期に分けられる。

①2011年から2012年にかけては子ども手当の支給額の減少や住民税の年少扶養控除の廃止など、「定額の負担増」の影響が大きかった時期である。このため、より世帯年収が低い世帯ほど実質可処分所得の減少率が大きかった。

②2013年から2015年にかけては、消費税率の引上げや厚生年金保険料率の引上げなど「定率の負担増」の影響が大きかった時期である。この時期においては、世帯年収の高低にかかわらず、概ね同程度の比率で実質可処分所得が減少していった。

③2016年から2018年にかけては、給与所得控除の上限引下げや配偶者控除の所得制限など「高所得者の負担増」が発生する時期である。この時期においては、高所得の世帯を除いては（この試算では世帯年収1,500万円の世帯を除いては）、ほぼ負担の増減は生じていない。

④2019年から2020年にかけては、再び消費税率の引上げにより「定率の負担増」が発生する見込みである。

これらを総合計した2011年から2020年までの変化を見ると、高所得の世帯（世帯年収1,500万円の世帯）と低所得の世帯（世帯年収300万円の世帯）における実質可処分所得の減少率が高く、その中間にあたる世帯（世帯年収500万円および1,000万円の世帯）においては相対的に実質可処分所得の減少率は抑えられていることが分かる。

【以上】